

条 例

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第二十号

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

埼玉県産業技術総合センター条例（平成十四年埼玉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第一項中ラをムとし、カからナまでをヨからラまでとし、ワの次に次のように加える。

カ 小型射出成形機	一時間	一、九一〇円
-----------	-----	--------

別表第一第一号の表第二項中チを削り、リをチとし、ヌからヨまでをリからカまでとし、同表第五項中ワを削り、カをワとし、ヨからソまでをカからレまでとし、ツを削り、ネをソとし、ナからヤまでをツからオまでとし、その次に次のように加える。

ク アルコールアナライザ	一時間	四八〇円
--------------	-----	------

別表第一第一号の表第五項中マをヤとし、ケからキまでをマからサまでとし、同表第六項中ワを削り、カをワとし、ヨからウまでをカからムまでとし、同表第八項中レを削り、ソをレとし、ツをソとする。

(9) NMR装 定	FT— 液体試料測 定	一時間	(一時間を増	(8) X線マ イクロア ナライザ による分 析	試料分析 マッピング	一試料 一測定	二九、六〇〇 三二、六〇〇	(7) ICP発 光分析装 置による 分析	一試料 一成分	九、六七〇 （一成分を増 ごとに一、五 〇円を加える。	(6) ICP質 量分析装 置による 分析	一試料 一成分	一四、四〇〇 （一成分を増 ごとに二、〇 〇円を加える。

別表第二第一号の表第一項中

分析	置による	分析	
		定	固体試料測
(10) ガスクロマトグラフによる分析		一時間	ごとに六、〇〇円を加える。
(11) 液体クロマトグラフによる分析		一試料	二九、四〇〇 (一時間を増すごとに九、〇〇円を加える。
(12) 液体クロマトグラフ質量分析装置による分析		一測定	九、八六〇
(13) イオンクロマトグラフによる分析		一試料	五、五〇〇
(14) 赤外分光光度計による分析		一測定	二〇、三〇〇
(15) 熱分析装置による分析		一試料	一四、八〇〇
(16) X線回折装置による分析		一測定	三、八八〇
		一測定	四、七八〇
		一試料	九、七七〇

(8) NMR装置による	(7) X線マ イクロア ナライザ による分 析	(6) ICP発光分析装置 による分析	
		試料分析	一成分
液体試料測定	マッピング	一試料	九、六七〇円
一時間	一測定	一試料	二九、六〇〇円
八、四〇〇円 (一時間を増すごとに六、〇一	一試料	一測定	三二、六〇〇円
	一測定	一試料	〇円を加える。)
		一測定	〇円を加える。)

円 | 円 | 〽 九 す 円 | 〽 五 す 円 |

に改める。

附
則

この条例は、公布の日から施行する。